

印刷物製造請負履行能力確認調査・審査基準

「印刷物製造請負に係る履行能力確認調査実施要領」（平成20年2月1日施行）第5条の規定に基づき履行能力確認調査（以下「調査」という。）の具体的調査方法や適否の判断基準については、他に定めがあるもののほかこの基準によるものとする。

1 調査内容

- (1) 第3項に規定する数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）に関する事項
ただし、入札金額が予定価格以下で、かつ、有効な入札者が3者未満の場合を除く。
- (2) 入札価格積算の根拠及び妥当性に関する事項
 - イ 入札価格に係る製造請負費内訳書と仕様書の整合
 - ロ 入札価格に係る製造請負費内訳書の積算の適否
 - (イ) 違算の有無
 - (ロ) 安価な積算の根拠及び理由
 - ハ 利益見通し
- (3) 履行能力の適否に関する事項
同種印刷物の履行実績
- (4) その他の必要な事項

2 調査方法

- (1) 請負担当班長等への調査依頼
入札執行者は、印刷物製造請負に係る履行能力確認調査実施要領第4条の規定に基づき入札を保留したときは、速やかに入札に付す請負を担当する班長等（以下「請負担当班長等」という。）にその旨を連絡し、調査の実施を指示する。
- (2) 第3項の数値的判断基準を適用する場合
請負担当班長等は、前号の指示があった場合は、速やかに数値的判断基準により調査対象者を調査し、その結果、落札不相当と判断したときは、入札執行者にその旨を報告する。その場合において第1項第2号から第4号まで、第2項第3号から第5号まで及び第4項の調査等は省略する。
- (3) 調査対象者への指示
請負担当班長等は、第1号の指示があった場合、及び前号の調査で調査対象者を落札不相当としなかった場合は、速やかに調査対象業者に連絡し、調査事項を伝える。ただし、前項の調査で調査対象者を落札不相当と判断しなかったときは、原則として第1項第2号の調査を省略する。
 - (イ) 調査項目（履行能力確認調査回答書（様式第1号））
 - (ロ) 提出しなければならない資料の項目及び提出期限
 - (ハ) 聴き取り調査を行うこと
- (4) 聴き取り調査
 - イ 請負担当班長等は、調査対象業者から提出された履行能力確認調査回答書をもとに、当該業者から聴き取り調査を行う。ただし、第2号の調査で調査対象者を落札不相当と判断しなかったときは、当該調査を省略することができる。

ロ 入札執行者は、必要と認めるときは、前項の聴き取り調査に立ち会うものとする。

(5) 調査報告書の作成

イ 請負担当班長等は、履行能力確認調査回答書及び前項の聴き取り調査の結果をもとに履行能力確認調査書（様式第2号）を作成する。

ロ 請負担当班長等は、調査対象業者が調査に応じないとき、又は求めた資料を提出しないとき（十分な資料を提出しないときを含む。）は、必ずこの旨を履行能力確認調査書に記載する。

3 数値的判断基準

調査対象者の入札価格が、次の基準額を下回る場合は、当該調査対象者を落札不相当とする。

基準額： 入札金額が予定価格以内で、かつ、有効な入札者全員の平均入札金額の85%（千円未満切り上げとする。）の額とする。（ただし、この額が調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を基準額とする。）

4 判断指針

(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、印刷物製造請負に係る低入札調査委員会において審議し、原則として落札者とししない。

イ 調査対象業者が、調査に応じないとき、又は調査において求めた資料を指定期日まで提出しないとき。

ロ 最低価格入札者が契約締結の意思がないことを確認したとき。

(2) 次の各号のいずれかに該当するときは、印刷物製造請負に係る低入札調査委員会において審議し、落札者とししないことができる。

イ 入札金額の積算において、県の示した印刷物の数量、色数、ページ数等の仕様を満たしていないとき。

ロ 製造請負費内訳書の積算に大きな違算があり、入札金額での契約の履行が困難と判断されるとき。

ハ 明らかに採算割れの受注になっているとき。

ニ その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成21年1月13日から施行する。

2 第3項の数値的判断基準については、当分の間、試行期間とし、出納局契約課が行う印刷物製造請負のうち、契約執行者の判断により適用するものとする。

附 則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。